

提案書評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点	配点内訳	比重	評価点
1 法人基本事項に関する事		10			
1.1 法人概要	提案書作成要領に記載されている定款、規約、法人組織図、パンフレット、役員名簿等が漏れなく提出されているか。	5	5	×1.0	
1.2 業務実績	企業等や行政からの受注促進や受注に係る調整業務等の実績はあるか。商品開発や業務品質の向上等に関する実績はあるか。	5	5	×1.0	
2 業務実施体制及び予定従事者の業務実務能力等に関する事		15			
2.1 業務実施体制	適切に契約履行ができる体制となっているか。	5	5	×1.0	
2.2 事務等担当職員	事務等担当職員として本業務を遂行できるか(分担内容、手持ち業務の件数は適当か)。	5	5	×1.0	
2.3 営業担当職員	営業担当職員として本業務を遂行できるか(分担内容、手持ち業務の件数は適当か)。	5	5	×1.0	
3 本委託業務に対する理解・提案に関する事		120			
3.1 応募の理由・動機、及び委託業務の目標に対する理解	応募の理由・動機は具体性を伴い、受注センターの運営に対する熱意はあるか。	10	5	×1.0	
	受注センターの運営により本市が達成しようとしている目標について理解しているか。		5	×1.0	
3.2 委託業務への理解	委託業務について、概要や特徴を理解しているか。	15	5	×1.0	
	受注センターの対象者について正しく理解しているか。		5	×1.0	
	市内障害者施設等における受注機会の確保や施設を利用する障害者の工賃向上についてその重要性と課題に関する記述及び、課題解決に関する記述はあるか。		5	×1.0	
3.3 委託業務の実施	以下の項目について、観点や考え方及び取組内容が具体的に提案されているか。	80			
	【情報把握及び情報集約】 市内障害者施設等で実施している作業内容や作業能力及び企業等からの受注状況の把握		5	×1.0	
	【情報発信及び周知】 ①登録施設及び企業等が情報を共有できるホームページを設置管理及び運営し、随時更新すること。 ②企業等が受注センターの業務内容及び登録施設の作業内容を把握できる啓発物について、横浜市及び連絡会にて協議の上、更新すること。 ③登録施設に対し、必要な情報の周知及び共有をすること(例：法令の改正、行政関連情報、事故対応情報等)。		10	×2.0	
	【受注促進】 企業等から登録施設への受注促進のための企業開拓等		10	×2.0	
	【販路拡大】 ①登録施設で作成した自主製品の販売先確保(販路開拓や販売会の自主開催等) ②企業等と連携した商品開発を積極的に行うこと。		10	×2.0	
	【受注調整】 企業等からの受注依頼に対して、登録施設の中から受注可能施設を紹介		5	×1.0	
	【大量受注及び大量購入への対応】 ①契約及び受注のための事務処理並びにその事務の代行、品質管理・納品及び請求・出納事務 ②受注した仕事の分配、品質管理及び納品、支払までのスケジュール管理		10	×2.0	
	【研修及び指導】 登録施設への研修の実施、業務品質の向上に関する取組の実施技術指導及び商品開発等の実施		10	×2.0	
	【販売会等の実施に伴う使用許可申請手続きの代行】 販売会等の実施にあたり、会場の使用許可申請や減免申請等の代行手続きを行うこと		5	×1.0	
	【関係機関との連携】 ①他都市共同受注窓口とのネットワーク構築 ②受注機会の拡大を目的とした企業等交流会等の開催		5	×1.0	
【登録施設の工賃実績調査】 登録施設の前年度の工賃実績調査を行い、とりまとめて横浜市に報告すること。	5	×1.0			
その他、事業に効果的な提案が具体的に記述されているか。	5	×1.0			
3.4 委託業務の成果	2.3に記述された内容について、達成できると考える成果について、具体的に現実可能な記載がされているか。	5	5	×1.0	
3.5 委託業務の実施場所	市内障害者施設等と連携が取りやすい場所か。受注促進や販路拡大など委託業務内容の実現性のある場所か。	5	5	×1.0	
3.5 スケジュール管理	実現可能なスケジュールが具体的に記述されているか。また、スケジュールの管理方法が具体的に記述されているか。	5	5	×1.0	
4 法人としての取組に関する事		5			
4.1 一般事業主行動計画の策定	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。	1	1	×1.0	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。	1	1	×1.0	
4.2 くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、えるぼし、ユースール	以下のいずれか1つ以上を取得している。 ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ③若者雇用促進法に基づく認定	1	1	×1.0	
4.3 よこはまグッドバランス賞	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している。	1	1	×1.0	
4.4 障害者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)。	1	1	×1.0	
合 計		150	150		